

「社会福祉法人・更正保護法人・学校法人等の収益事業の判定表」の記載方法

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更正保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の学校及び各種学校を含む。）が地方税法施行令第7条の4ただし書きの規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

①欄	①欄の金額が0円以下となる場合は、②から⑩までの欄の記載は不要です。この判定表の「判定」欄の非課税に○を付けてください。
②欄	当該事業年度中において収益事業部門から非収益事業部門へ支出した金額（法人税明細書別表14（2）「その他の寄附金額」欄に含めた金額）を記載してください。
③欄	当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額）を記載してください。
④欄	当該事業年度中に還付を受け又は充当された法人税額等を記載してください。ただし、道府県民税及び市町村民税還付金額は含めないでください。
⑤及び⑥欄	③及び④の欄を除く当期中に収入した金額で法人税の所得の計算上、益金不算入とされた金額を記載してください。なお、法人税の明細書（別表4）で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含まれません。
⑧欄	損金算入限度額を超えた寄附金の金額（法人税明細書別表4「寄附金の損金不算入額」の欄の金額）を記載してください。
⑨欄	当該事業年度の所得にかかる法人税申告書別表1（2）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載してください。
⑩欄	当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税（法人税明細書別表4）「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税」欄の金額）を記載してください。
⑪～⑬欄	⑧から⑩までの欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額（法人県民税及び法人市民税を除く。）を記載してください。また、修正申告、税務署の更正処分等による過年度分の法人税額についてもこの欄を使用して記載してください。
⑯欄	⑯欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨ててください。

（注）この計算は、基本的には法人税明細書別表4による申告調整の逆の手順によるものですが、法人県民税及び法人市民税についてあくまでも損金不算入として取り扱い、所得金額から減算しないものです。これらの金額が一括して納税充当金等として減算されることのないように注意してください。